

整備基準（規則別表第2）第1
建築物

第 1-1 利用者用の出入口

公益的施設を客及びこれに類する者として利用する者（以下「利用者」という。）の用に供する出入口、駐車場へ通ずる出入口及び利用者の用に供する各室の出入口は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、80センチメートル以上（敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない場合を除き、直接地上に通ずる出入口のある階における屋外に通ずる出入口のうち1以上にあつては、90センチメートル以上）とすること。
- (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、3の項に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号若しくは第2号又は第129条の12第1項第1号若しくは第5号の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を併設する場合には、この限りでない。
- (3) 戸を設ける場合には、次に定める構造とすること。
 - ア 自動式に開閉する構造その他の車いすを使用する者（以下「車いす使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。
 - イ 戸に衝突することを防止する措置を講じたものとする。
- (4) 自動的に開閉する戸である場合にあつては、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けるなど利用者が戸に挟まれることのない構造とすること。

解 説

利用者の用に供する出入口をすべての人が容易に通行できるようにするため、建築物に設ける出入口の構造を定めたものです。

■ 整備すべき箇所

POINT 1

- 利用者の用に供する出入口
- 利用者の用に供する駐車場に通ずる出入口
- 利用者の用に供する各室の出入口

■ 整備基準

POINT 2

- ① 幅は、80センチメートル以上（敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない場合を除き、直接地上に通ずる出入口のある階における屋外に通ずる出入口のうち1以上にあつては、90センチメートル以上）
- ② 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。
- ③ 戸を設ける場合
 - ア 自動式に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸の設置
 - イ 戸に衝突することを防止する措置
- ④ 自動的に開閉する戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する装置の設置

出入口の内法	幅とは、扉を開けたときに実際に通過できる幅であり、出入口の枠の内法から、引き戸の引き残し、引き戸の建具見込みを差し引いたものであり、車いすが通過できる最小限の寸法を80cm以上としている。 なお、直接地上に通ずる出入口のある階における屋外に通ずる出入口のうち1以上にあっては、90センチメートル以上とする。
出入口 屋外に通ずる— 駐車場に通ずる— 各室の—	屋外に通ずる建物の中から直接地上に通ずる出入口のこと。 駐車場に通ずる屋内の駐車場に通ずるものを含む。 各室の居室の出入口に限らない。
戸	衝突防止措置の具体策としては、透明な戸の部分にシール等で衝突防止標示を施す等の策が考えられる。

■その他の注意事項

[出入口の扉を自動ドアとしない場合の注意事項]

開きの形式	○開き戸よりも引き戸が使いやすい。極力引き戸とするよう努めること。
開きの形式	○引き戸にする場合でも、できる限り小さな力で開閉できるよう上吊り式とし、扉の軽量化に努めること。
把手	○把手は、引き戸の場合は押棒、開き戸の場合はレバーハンドルやパニックバー等操作しやすいものを用いることが望ましい。
戸の操作空間	○把手廻りには、車いす使用者が戸の開閉を行う際に必要な空間を設けることが望ましい。

[支障とならない段差]

段差の形状	○高さを1cm程度とし、面取りをするなどして、歩行の際のつまずきの原因や車いすの通行の障害とならないようにすること。
-------	--

[その他]

その他	○開き戸の場合は内開きが望ましいが、やむを得ず廊下に面して外開き戸とする場合は、危険防止のため、開閉操作空間としてアルコーブを設けることが望ましい。
キックプレート	○扉には、必要に応じ、車いすフットレスト用の防護を設けることが望ましい。防護の高さは、床上35cm程度とするのが適当である。
ガラス 扉前後の空間	○衝突による事故防止のため、扉等のガラスには、安全ガラスとするのが望ましい。 ○出入口の室内側にも、車いす使用者が転回できる直径1.4m程度の水平な部分を設けることが望ましい。
風除室	○屋外に通ずる出入口には、車いす使用者が待機できる十分な広さの風除室を設けることが望ましい。
キャノピー	○屋外への出入口には、車の乗降時の雨よけのため、キャノピーを設けることが望ましい。

(●:整備基準、○:整備基準に準ずる事項)

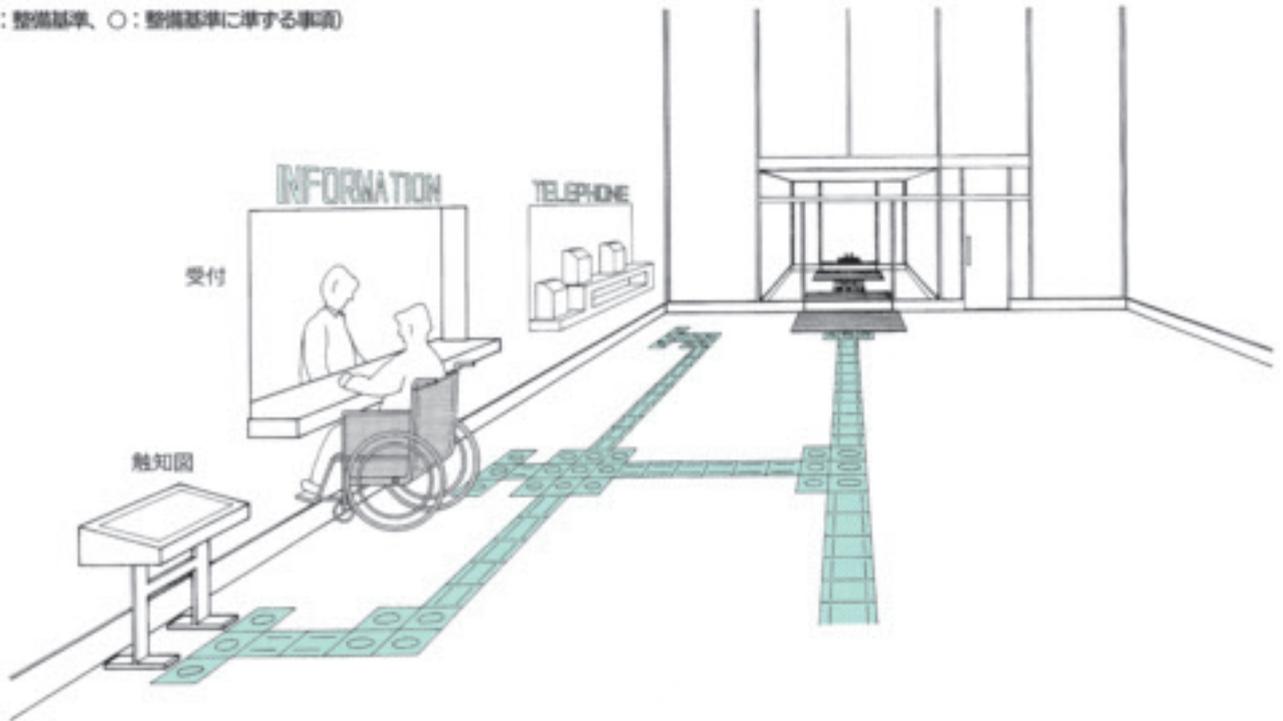


図 1-1 建物の出入口 (屋外に通ずる出入口のうち 1 以上は **90cm**以上)

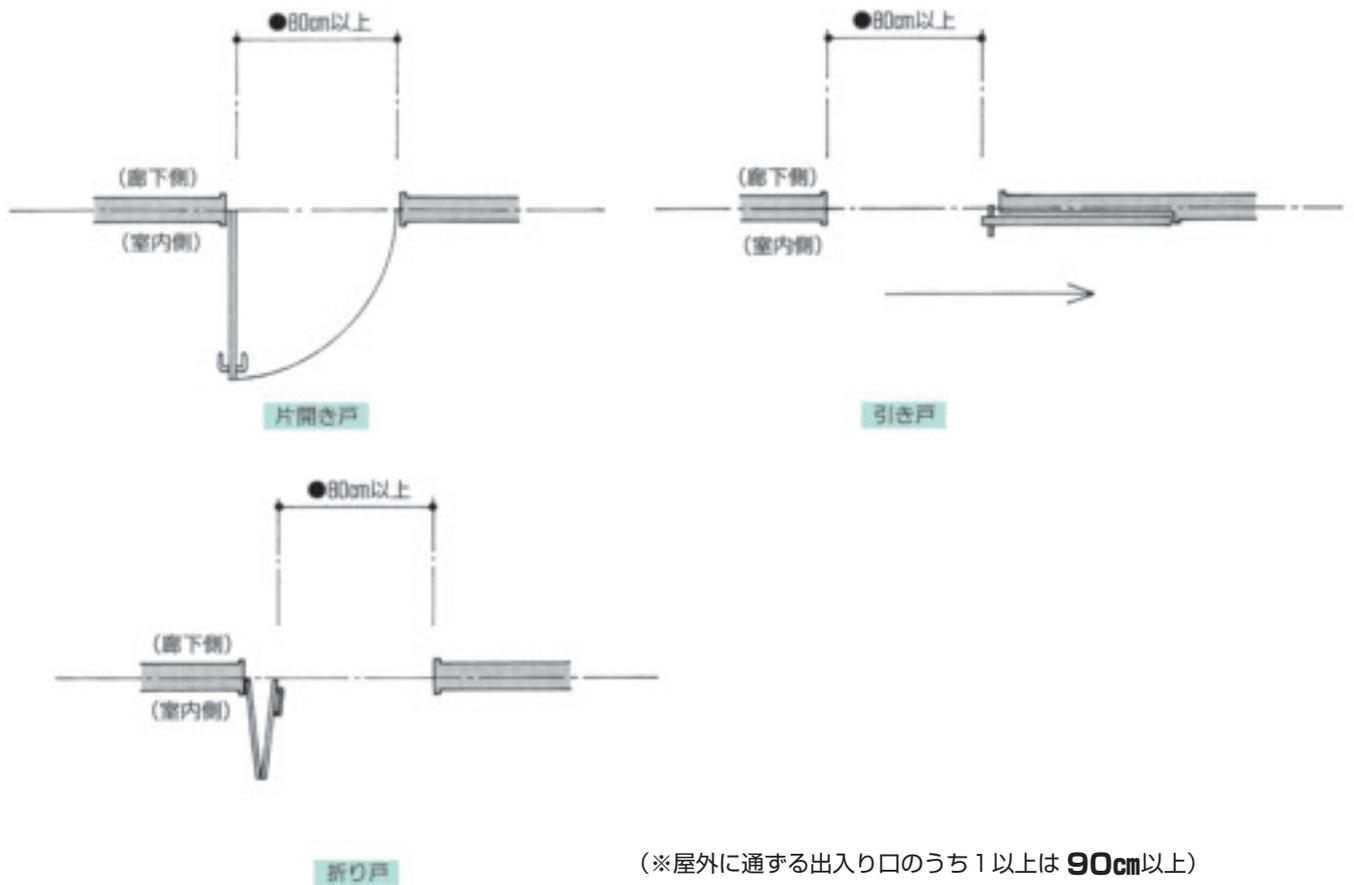


図 1-2 出入口の幅員

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

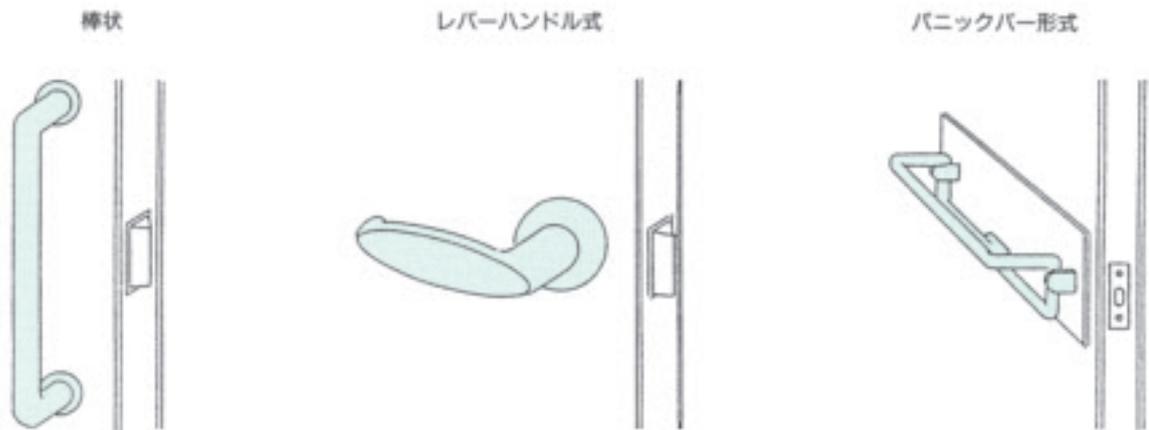


図1-3 把手の形状

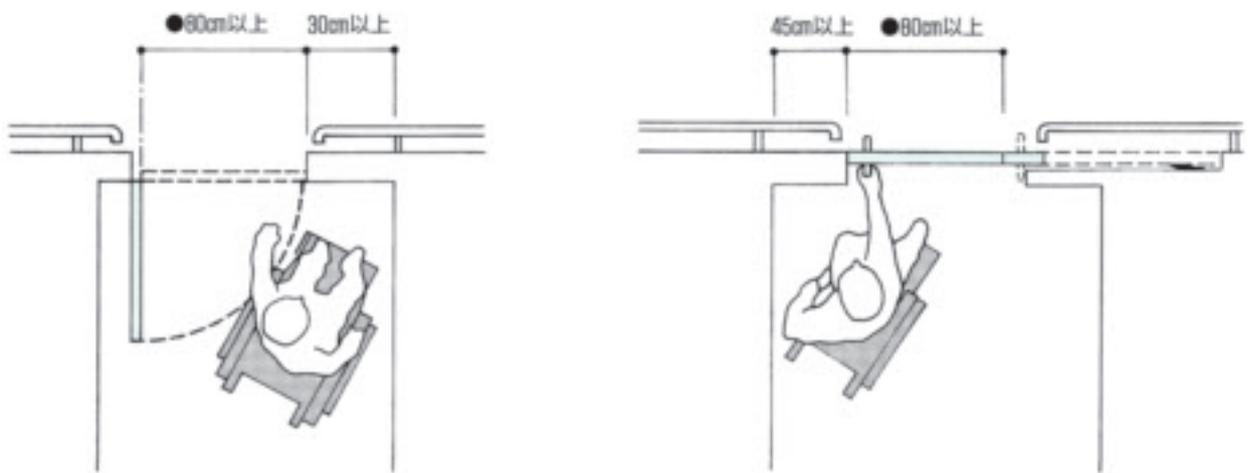


図1-4 戸の操作に要する空間



図1-5 支障とならない段差の例

第1-2 利用者用の廊下等

利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。

- (1) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 段を設ける場合には、4の項に定める構造に準じたものとする。
- (3) 傾斜がある部分は、4の項(4)に定める構造にするほか、次に定める構造とすること。
 - ア こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
 - イ その前後の水平な部分との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
- (4) 階段若しくは段又は傾斜がある部分の端に近接する水平な部分には、点状ブロック（視覚障がい者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別されるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、当該水平な部分が次のアからウまでのいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。
 - ア こう配が20分の1以下の傾斜がある部分の端に近接するものである場合
 - イ 高さが16センチメートル以下で、かつ、こう配が12分の1以下の傾斜がある部分の端に近接するものである場合
 - ウ 一般公共の用に供される自動車車庫に設けられるものである場合
- (5) 屋外へ通ずる出入口、駐車場に通ずる出入口及び6の項(1)に規定する便所に通ずる出入口から利用者の用に供する各室（以下「利用居室」という。）の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路における廊下等は、(1)から(4)までに定める構造とするほか、次に定める構造とすること。
 - ア 幅は、1.2メートル以上とすること。
 - イ 末端の付近及び区間50メートル以内ごとに縦、横それぞれ1.4メートル以上の空間を設けること。
 - ウ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜がある部分とし、又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
 - (ア) こう配は、12分の1以下とすること。ただし、高さが16センチメートル以下の傾斜がある部分である場合のこう配は、8分の1以下とすること。
 - (イ) 高さが75センチメートルを超える傾斜がある部分である場合にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の水平部分を設けること。
 - (ウ) 1の項に定める出入口並びに5の項に定める構造の昇降機及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。
- (6) 屋外へ通ずる出入口のうち一以上の出入口から人又は標識により視覚障がい者に公益的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等は、(1)に定める構造とするほか、進行方向を変更する必要がない風除室内（その戸が自動的に開閉する構造である場合に限る。）を除き、視覚障がい者誘導用ブロック（点状ブロック等及び線状ブロック等（視覚障がい者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を敷設し、又は音声誘導装置等を設けたものとする。ただし、当該受付等に常時勤務する者を配置し、その者が当該受付等から屋外へ通ずる出入口を容易

に確認でき、かつ、視覚障がい者を誘導することができる場所その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

解説

(1)から(4)までの規定は、すべての人が円滑に利用できるよう、利用者の用に供する廊下等に共通の仕様を定めたものである。一方、(5)の規定は、室内の各部分から屋外に通ずる出入口、駐車場に通ずる出入口及び便所に通ずる出入口へ至る経路のうち少なくとも一以上は、車いすでも容易に通行できるようにするため、当該経路に当たる廊下等の構造を定めており、2段階の構成となっている。更に(6)では、以上の規定とは別に、視覚障がい者を受付等まで誘導する方法を規定している。

■整備すべき箇所

POINT 1

- 廊下A 利用者の用に供する廊下等すべて⇒(1)+(2)+(3)+(4)の規定適用
- 廊下B 屋外へ通ずる出入口、駐車場に通ずる出入口及び便所に通ずる出入口から利用居室の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路における廊下等⇒(1)+(2)+(3)+(4)+(5)の規定適用
- 廊下C 屋外へ通ずる出入口のうち一以上の出入口から受付等までの廊下等⇒(1)+(2)+(3)+(4)+(6)の規定適用

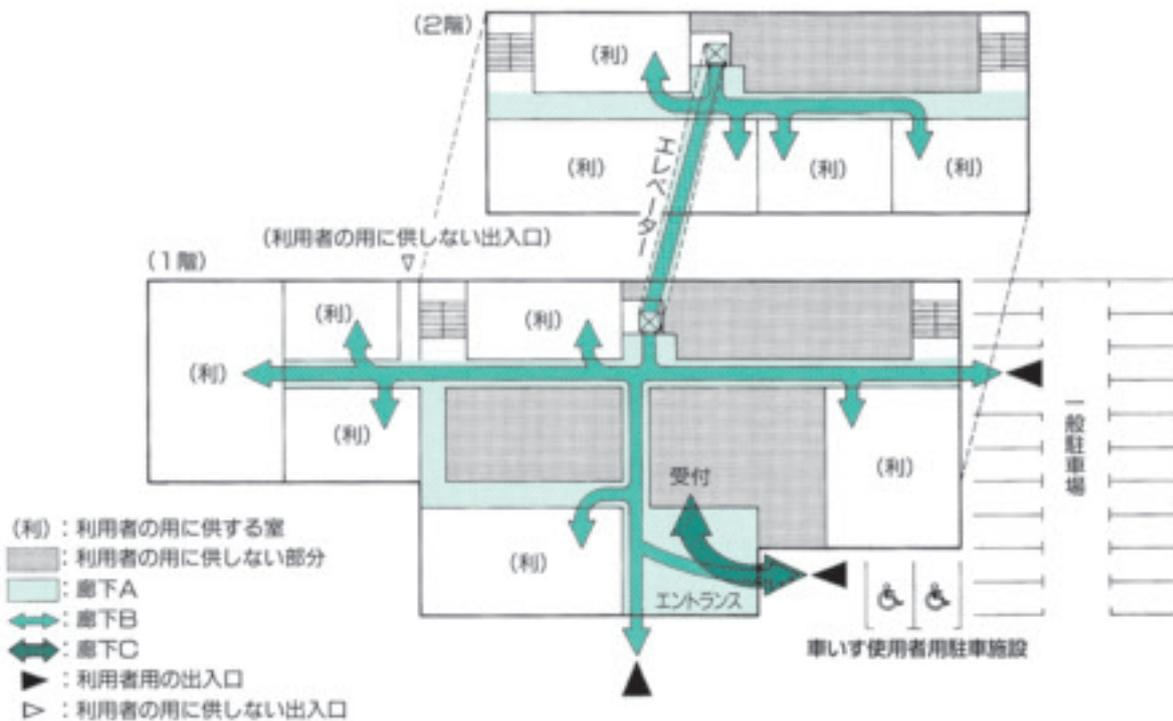


図2-1 廊下A, B, C

■整備基準（廊下A）

POINT 2

- ①表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- ②段を設ける場合には、4の項に定める構造に準じたものとする。
- ③傾斜がある部分は、4の項(4)に定める構造にするほか、次に定める構造とすること。
 - ア こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
 - イ その前後の水平な部分との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
- ④階段若しくは段又は傾斜がある部分の端に近接する水平な部分には、点状ブロックを敷設すること。

■整備基準（廊下B）

POINT 3

- ①表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- ②段を設ける場合には、4の項に定める構造に準じたものとする。
- ③傾斜がある部分は、4の項(4)に定める構造にするほか、次に定める構造とすること。
 - ア その前後の水平な部分との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
- ④階段若しくは段又は傾斜がある部分の端に近接する水平な部分には、点状ブロックを敷設すること。
- ⑤屋外へ通ずる出入口、駐車場に通ずる出入口及び6の項(1)に規定する便所に通ずる出入口から利用者の用に供する各室（以下「利用居室」という。）の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路における廊下等は、(1)から(4)までに定める構造とするほか、次に定める構造とすること。
 - ア 幅は、1.2メートル以上とすること。
 - イ 末端の付近及び区間50メートル以内ごとに縦、横それぞれ1.4メートル以上の空間を設けること。
 - ウ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜がある部分とし、又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
 - (ア) こう配は、12分の1以下とすること。ただし、高さが16センチメートル以下の傾斜がある部分である場合のこう配は、8分の1以下とすること。
 - (イ) 高さが75センチメートルを超える傾斜がある部分である場合にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の水平部分を設けること。
 - (ウ) 1の項に定める出入口並びに5の項に定める構造の昇降機及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

■整備基準（廊下C）

POINT 4

- ①表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- ②段を設ける場合には、4の項に定める構造に準じたものとする。
- ③傾斜がある部分は、4の項(4)に定める構造にするほか、次に定める構造とすること。

ア こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。

イ その前後の水平な部分との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

④階段若しくは段又は傾斜がある部分の端に近接する水平な部分には、点状ブロックを敷設すること。

⑤屋外へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障がい者に公益的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等は、(1)に定める構造とするほか、進行方向を変更する必要がない風除室内（その戸が自動的に開閉する構造である場合に限り。）を除き、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、又は音声誘導装置等を設けたものとする。

廊下の幅	1.2m以上は車いす使用者と歩行者のすれ違いが可能であり、かつ、松葉杖使用者が円滑に通行できる寸法として規定したものである。したがって、手すりを設けた場合はその内法寸法とする。
転回所	手動車いすの場合、180度転回に直径1.4m以上、360度回転に1.5m以上のスペースを要する。したがって、車いす使用者が転回できる部分には、1.4m角以上の大きさとした部分やT字形の廊下交差部等が該当する。また、「末端付近」とは、廊下の末端から10m以内とする。
昇降機	昇降機は、高齢者や障がい者にとって重要な移動手段であるため、昇降機を設ける場合には、必ず昇降機を用いて屋外及び駐車場から各室へアプローチできるようにすること。
傾斜がある部分	高低差があった場合、廊下Bでは階段だけとすることができず、必ず傾斜がある部分を設けなければならない。傾斜のある部分の構造については、以下のとおりである。

■整備基準（段を設ける場合の構造）

POINT 5

- ①踊場を除き、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- ②主たる階段には、回り段を設けないこと。
- ③表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
- ④両側には、壁面又は立ち上がりを設けること。
- ⑤踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- ⑥段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- ⑦段がある部分と連続して手すりが設けられている場合を除き、段がある部分の端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

■整備基準（傾斜がある部分の構造）

POINT 6

- ①両側には、壁面又は立ち上がりを設けること。
- ②こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- ③その前後の水平な部分との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする

第1-3 階段に併設される傾斜路

利用者の用に供する階段に併設される傾斜路（その踊場を含む。）は、2の項(1)及び4の項(4)に定めるほか、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、90センチメートル以上とすること。
- (2) こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- (3) 傾斜のある部分にあっては、その前後の廊下等の水平な部分又は踊場との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする
- (4) 傾斜がある部分と連続して手すりが設けられている踊場である場合を除き、傾斜がある部分に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が、次のアからウまでのいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。
 - ア こう配が20分の1以下の傾斜がある部分に近接するものである場合
 - イ 高さが16センチメートル以下で、かつ、こう配が12分の1以下の傾斜がある部分に近接するものである場合
 - ウ 一般公共のように供される自動車車庫に設けられるものである場合

解 説

利用者の用に供する廊下に階段を設置する場合、すべての人が容易に通行できるように併設される傾斜路の構造を定めたものです。

■整備すべき箇所

POINT 1

- 階段に併設される傾斜路を設置する箇所

■整備基準

POINT 2

- ①表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- ②両側には、壁面又は立ち上がりを設けること。
- ③幅は、90センチメートル以上とすること。
- ④こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- ⑤傾斜のある部分にあっては、その前後の廊下等の水平な部分又は踊場との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
- ⑥傾斜がある部分と連続して手すりが設けられている踊場である場合を除き、傾斜がある部分に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

幅 | 1.2m 以上であるが、階段と並べて設置する場合にはスロープの部分の幅員は90cm 以上とすることができる。

■その他の注意事項

〔出入口の扉を自動ドアとしない場合の注意事項〕

段 の 数	○廊下の途中に設ける階段又は段は、4段以上とし、そこに段があることがはっきり認識できるようにすることが望ましい。
段 差 の 寸 法	○小さすぎる段差は換えて危険なので、各段差の寸法は、8～16cm 程度とすることが望ましい。
誘 導 用 ブ ロ ッ ク	○誘導用ブロックには、大別して線状ブロックと点状ブロックがあり、通常、線状ブロックは移動の方向を示し、点状ブロックは注意を喚起するために、経路の交差部等に用いる。
出 隅 の 面 取 り 壁 の 突 出 階 段 の 併 設	○柱側や壁の出隅は、面取りをする等して危険をなくすように努める。 ○柱型、消火器、掲示板等による壁の突出は極力なくすよう工夫する。 ○義足使用者や片まひ者は階段の方が利用しやすいので、スロープには緩こう配の階段を併設することが望ましい。
出入口に接する部分	○出入口に接する部分で傾斜や段差を設けない範囲の大きさは、車いすの方向を整えるため、1.4m 角以上とすることが望ましい。
休 憩 所 手 すり 形 状、高 さ	○通路の要所に腰掛け等を設置し、利用者が休息できるよう配慮する。 ○手すりは、その形状及び設置する高さに配慮し、身長に応じて使い分けられるよう上下2段に設けることが望ましい。また、傾斜がある部分以外のも設けることが望ましい。 ○手すりの終端及び出隅周りの手すりは危険のないように処理することが望ましい。また、傾斜がある部分に設ける手すりの終端は、水平方向に30～45cm 程度延長することが望ましい。
点 字 表 示 キ ッ ク プ レ ー ト 照 明	○出入口で手すりが切れる箇所等、必要に応じて点字表示をすることが望ましい。 ○壁の下端には35cm 程度のキックプレートを設けることが望ましい。 ○照明はできるだけ明るくすることが望ましい。

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

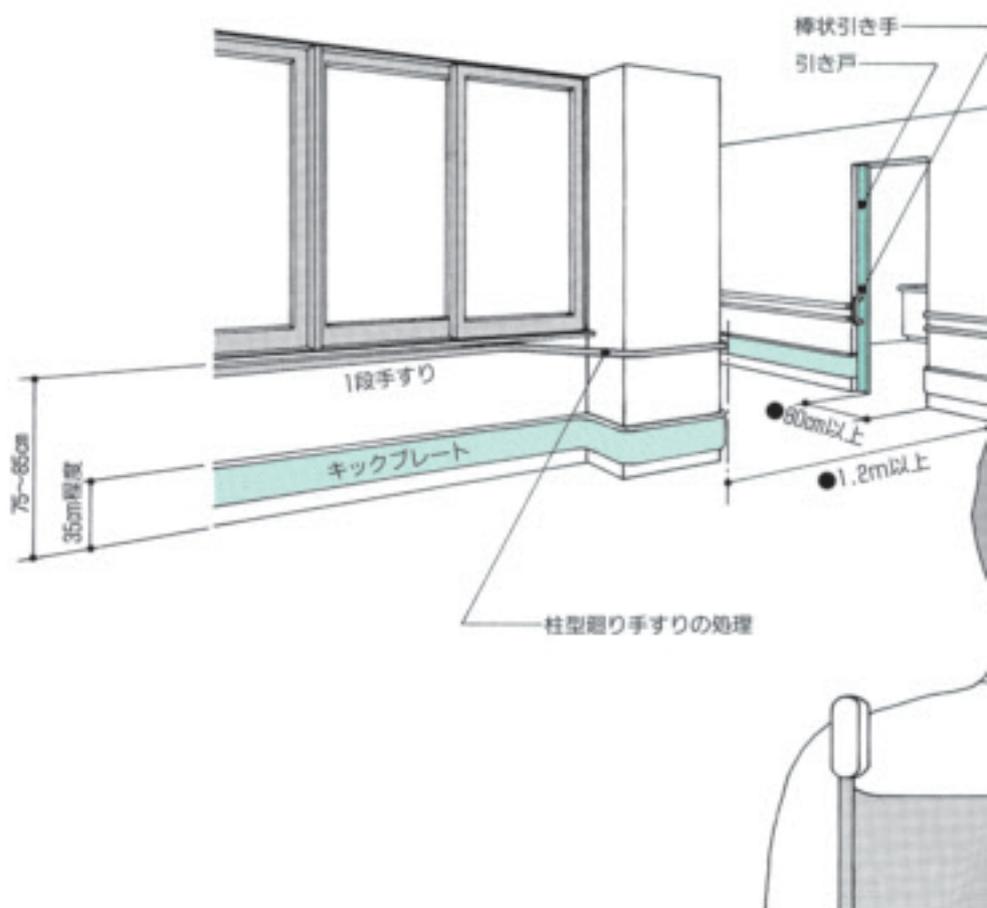


図2-2 利用者用の廊下

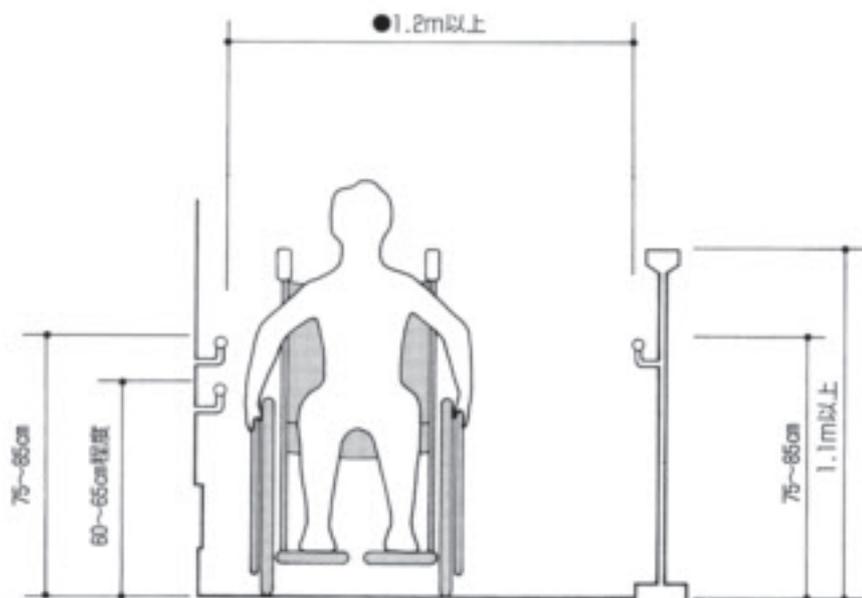
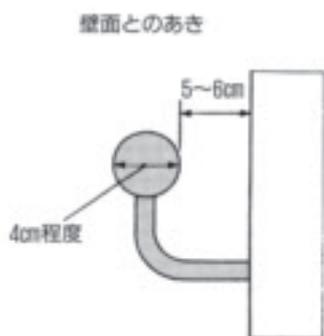
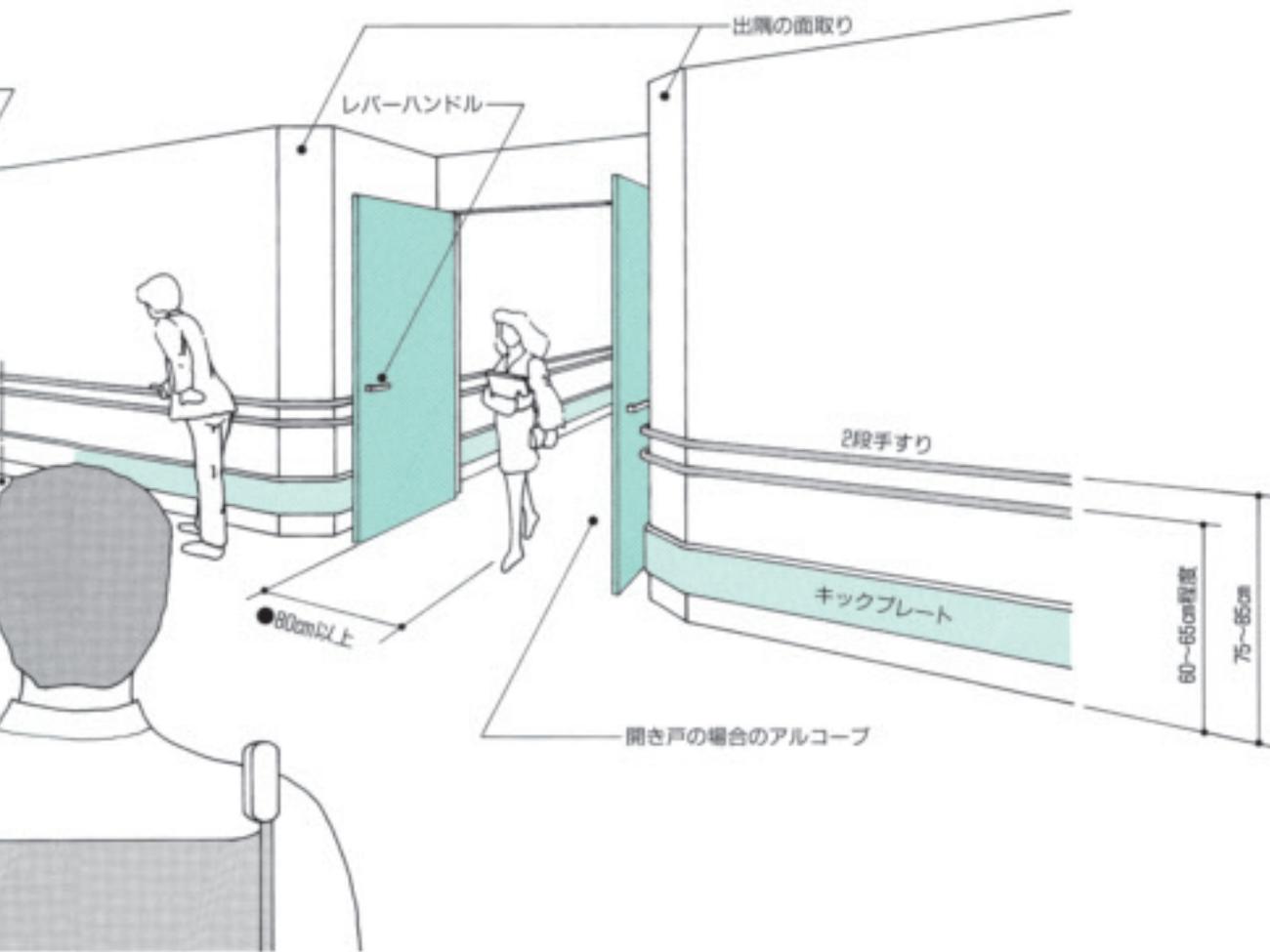


図2-3 廊下の幅員・手すりの高さ



イメージ図・各部寸法図

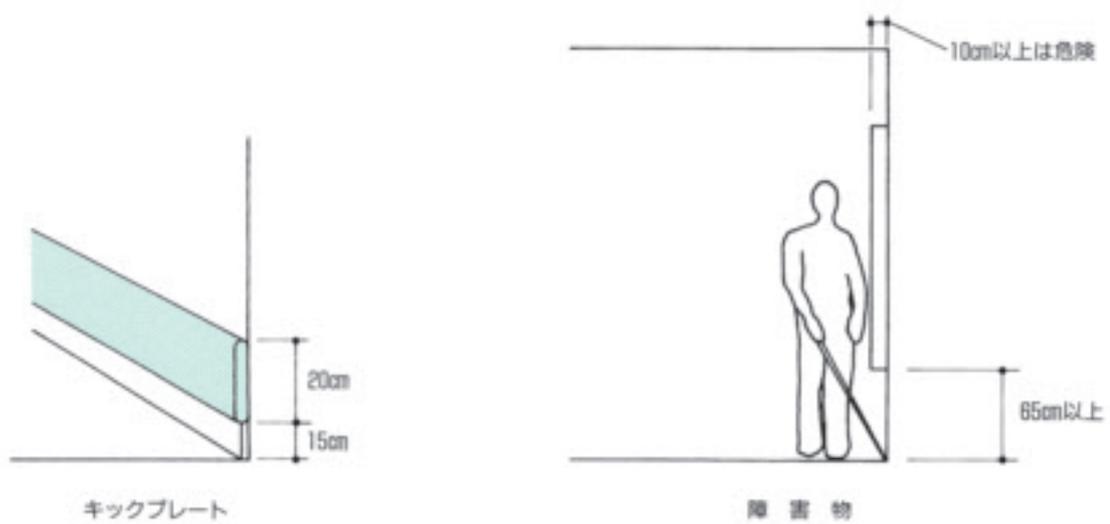
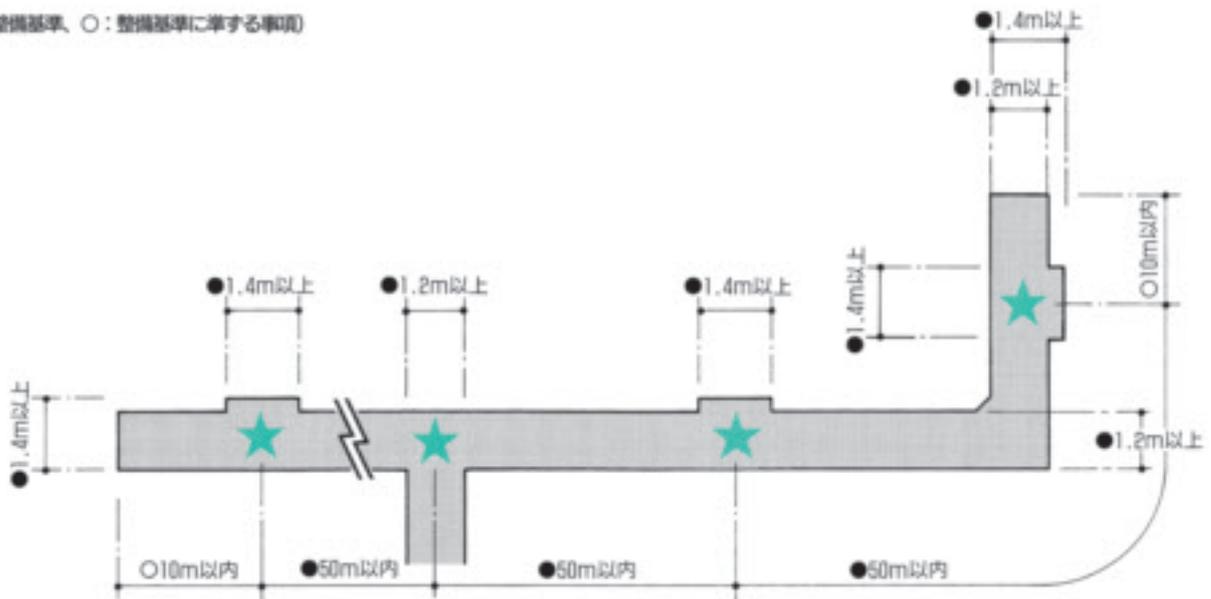


図2-4 キックプレート・視覚障がい者に危険な障害物

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)



- 廊下の末端の付近及び区間50m以内ごとに車いすが転回できる部分を設けること。(★印の部分)
- 転回スペースは直径1.4m角以上の大きさとすること。
- 末端の転回スペースは末端から10m以内に設けること。

図2-5 車いす使用者の転回所

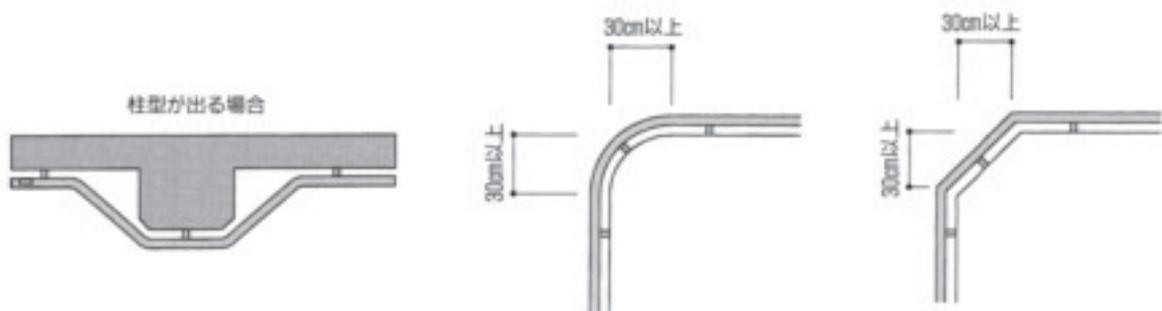


図2-6 出隅・柱型廻りの手すりの処理

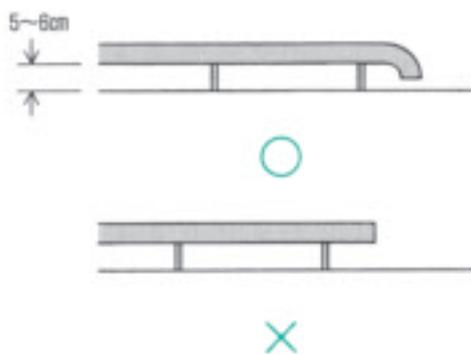
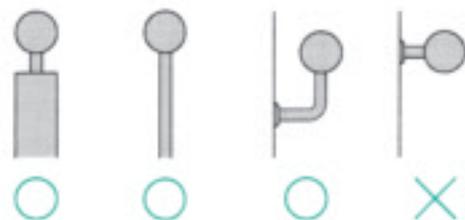


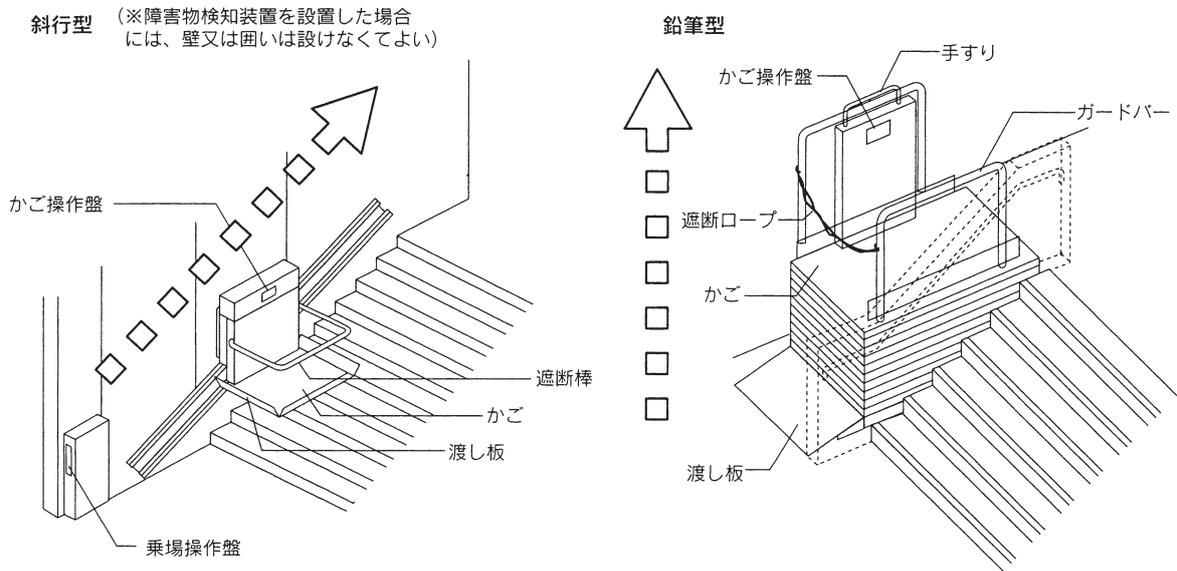
図2-7 手すり終端の処理



(注) 転落防止のため、高さを1.1m以上とするものは、×

図2-8 手すりの取付形状

車いす使用者用特殊構造昇降機の例



エスカレーター構造の例

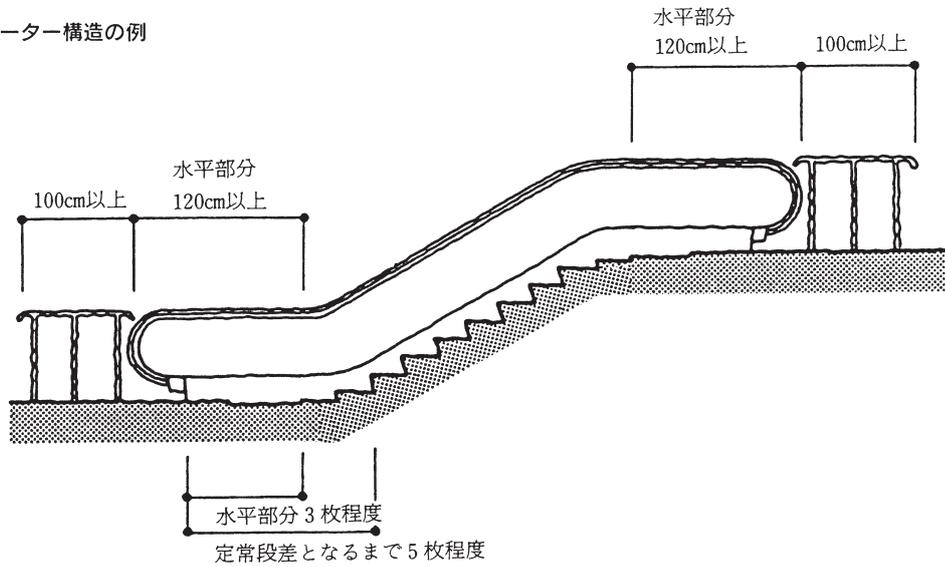


図 2-9 特殊な構造又は使用形態の昇降機

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

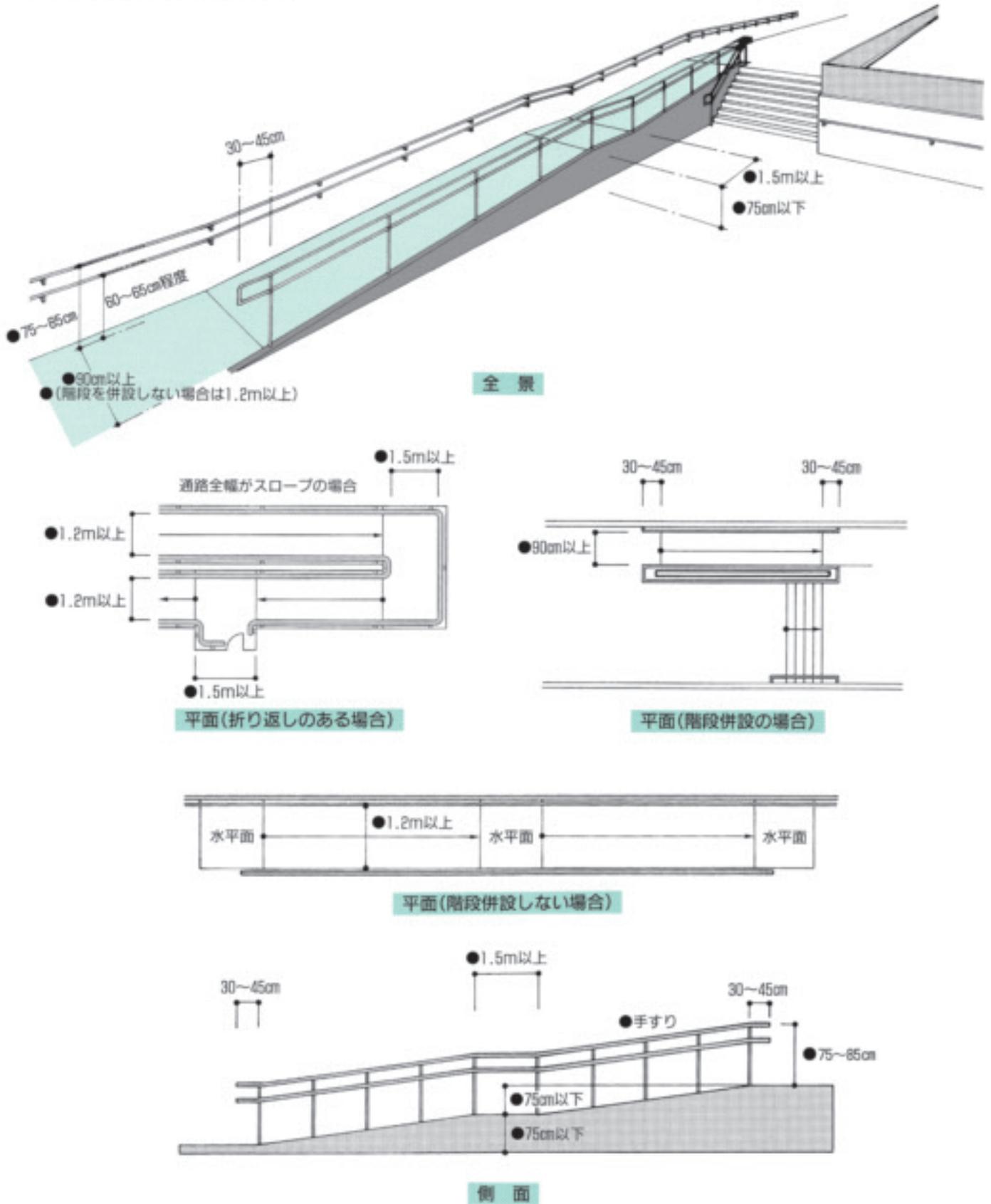


図 3-1 傾斜路

第1-4 利用者用の階段

屋外へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口から利用者の用に供する各室の出入口に至る経路における利用者の用に供する階段（その踊場を含む。）は、次に定める構造（当該公益的施設が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、(1)から(3)まで、(5)及び(6)に定める構造）とすること。

- (1) 踊場を除き、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- (2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。
- (3) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- (4) 両側には、壁面又は立ち上がりを設けること。
- (5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (6) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- (7) 段がある部分と連続して手すりが設けられている場合を除き、段がある部分の端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

解 説

すべての人が円滑に利用できるよう、利用者の用に供する階段に共通仕様を定めたものです。

■ 整備すべき箇所

POINT 1

- 利用者の用に供する階段すべて

■ 整備基準

POINT 2

- ① 踊場を除き、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- ② 主たる階段には、回り段を設けないこと。
- ③ 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- ④ 両側には、壁面又は立ち上がりを設けること。
- ⑤ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- ⑥ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- ⑦ 段がある部分と連続して手すりが設けられている場合を除き、段がある部分の端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

回 り 段

回り段とは、平面的に回りながら同時に上下するもので、らせん階段や踊場に段差を設けたものがこれに該当し、高齢者・障がい者等にとって利用しにくく、昇降に危険の伴うものであるため、主たる階段には用いてはいけません。主たる階段とは、建築基準法施行令第120条に定める直通階段とする。

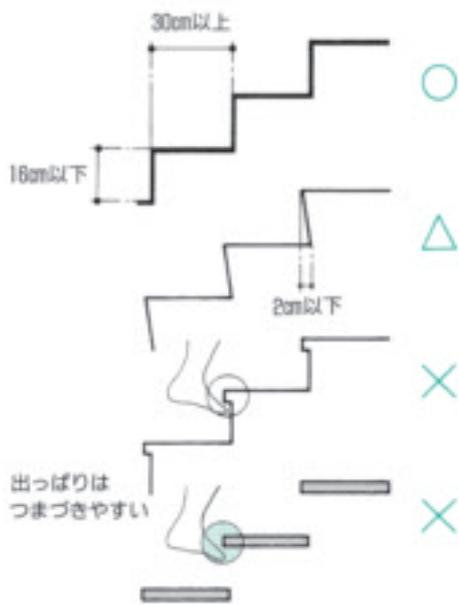


図 4-1 蹴込・踏板の形状

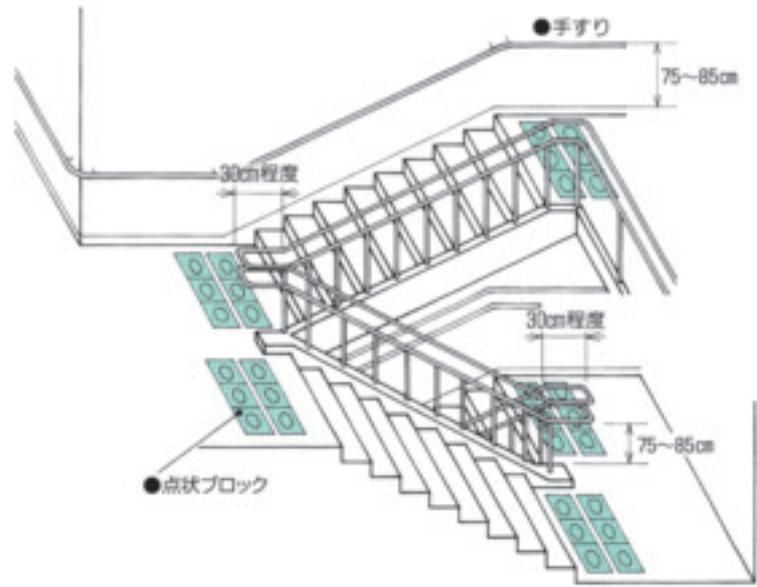


図 4-2 折れ階段の例

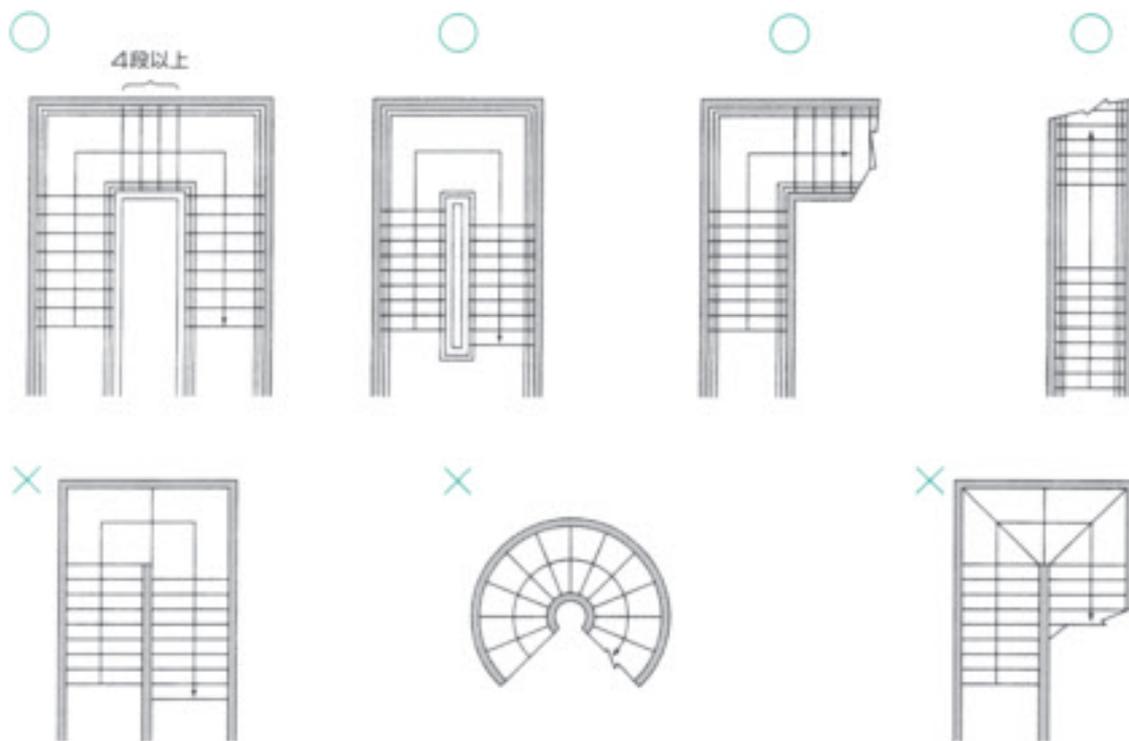


図 4-3 回り段の例

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

つまずき防止	つまずきを防止するためには、蹴込板のない形状や段鼻の突き出た形状は避け、蹴込みは原則として設けない。やむを得ず設ける場合には、蹴込み寸法を2cm以下とする。
終始端	階段の終始端は、点状ブロックか、仕上げ材質を変化させること等により、識別しやすくすること。
踏面、けあげの識別	段鼻、踏面、けあげは、視覚障がい者がそれぞれ識別しやすいように、色彩、明度、仕上げ等に差をつけるように配慮すると。
こう配 手すり	踏面、けあげの寸法は、それぞれ同一の階段では異ならぬようにすること。 手すりの設置は片側でもやむを得ないが、両側に設けるのが望ましい。

■その他の注意事項

手すりの終端 こう配	○手すりの終端は、30～45cm 程度水平に延長することが望ましい。 ○踏面は30cm以上、けあげは16cm以下とすることが望ましい。ただし、踏面は必要以上に広すぎることをないよう配慮すること。
階段の幅 点字表示 すべり止め 照明	○幅は、1.2m以上とすることが望ましい。 ○手すりには、必要に応じて点字の階数表示を行うことが望ましい。 ○段鼻には、すべり止めを設けることが望ましい。 ○照明は、できるだけむらなく、かつ明るくすること。

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

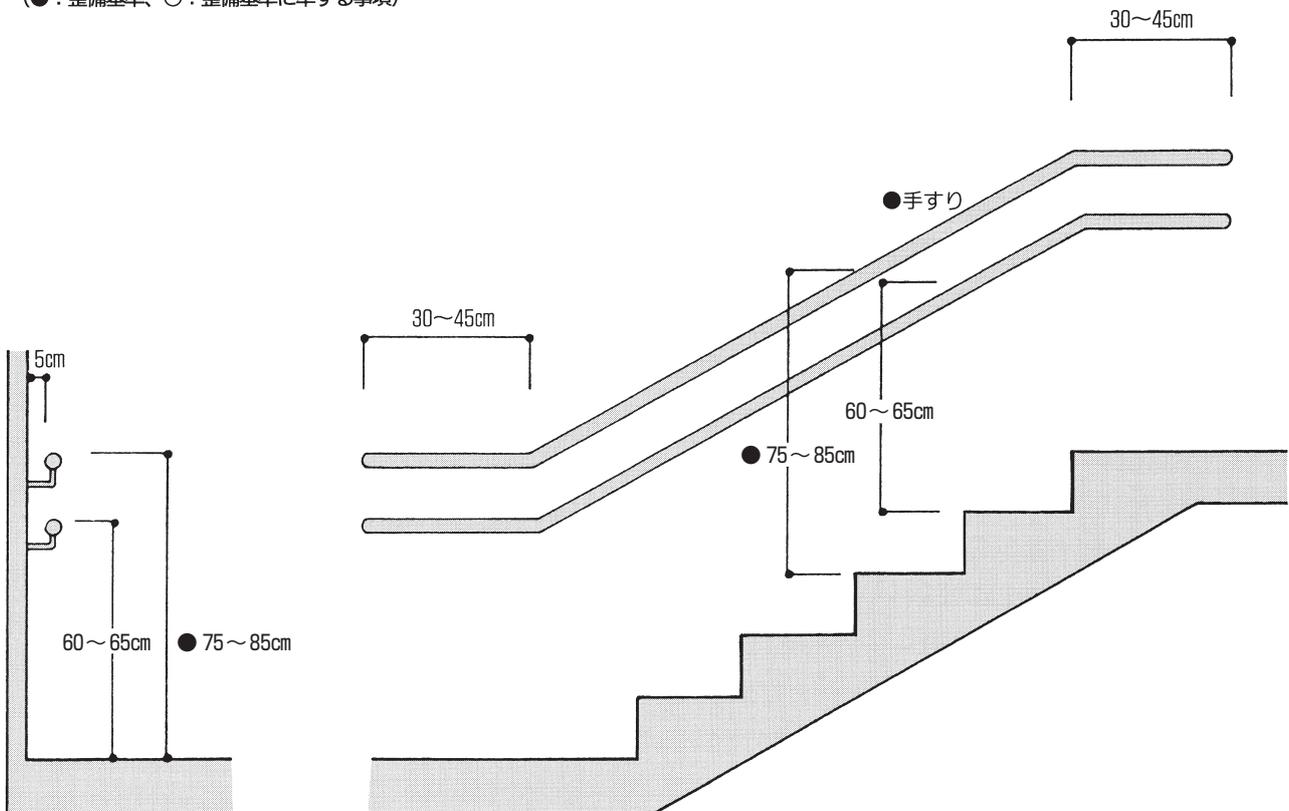


図 4-4 手すりの高さ・終端の延長

第1-5 利用者用の昇降機及び乗降ロビー

利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公益的施設（特別支援学校以外の学校並びに共同住宅、寄宿舎及び下宿を除く。）で当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）が当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）に停止する次に定める構造の昇降機及び乗降ロビーを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を昇降機を利用しないで利用者が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。

- (1) かごは、利用居室、6の項(1)に規定する車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設がある階並びに直接地上に通じる階に停止すること。
- (2) かご及び昇降路の出入口幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。
- (3) かごの幅及び奥行きは、それぞれ1.35メートル以上とすること。
- (4) かごの形状は、車いすの転回に支障がないものとする。ただし、かごの出入口が複数ある場合であって、車いす使用者が転回するの必要のない構造のものにあっては、この限りでない。
- (5) かご内及び乗降ロビーには、高さが1メートル程度の位置に制御装置を設けること。
- (6) かご内には、両側の側板の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- (7) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及びその奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。
- (8) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- (10) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。
- (11) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
- (12) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字等を表示したものの他に視覚障害者が円滑に操作することができる構造のものとする。
- (13) かごの出入口が複数ある昇降機を設ける場合においては、開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置を設けること。
- (14) かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を確認することのできる鏡を設けること。ただし、かごの出入口が複数ある場合は、この限りでない。
- (15) かごには、かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する装置を設けること。

解 説

公益的施設において提供されるサービス等をすべての人が不都合なく成就できるようにするため、避難階以外の階を有する一定規模以上の公益的施設について、エレベーターの設置を求めたものです。

■整備すべき箇所

POINT 1

- 設置を要しない建築物→特別支援学校以外の学校並びに共同住宅、寄宿舎及び下宿
- 設置を要する建築物→上記以外で当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の公益的施設
- 設置を要する階→避難階以外の階、車いす使用者用駐車施設が設けられた階

■整備基準

POINT 2

- ①かごは、利用居室、車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設がある階並びに直接地上に通じる階に停止すること。
- ②かご及び昇降路の出入口幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。
- ③かごの幅及び奥行きは、それぞれ1.35メートル以上とすること。
- ④かごの形状は、車いすの転回に支障がないものとする。
- ⑤かご内及び乗降ロビーには、高さが1メートル程度の位置に制御装置を設けること。
- ⑥かご内には、両側の側板の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- ⑦乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及びその奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。
- ⑧かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- ⑨乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- ⑩かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。
- ⑪乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- ⑫かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字等を表示したものその他視覚障がい者が円滑に操作することができる構造のものとする。
- ⑬かごの出入口が複数ある昇降機を設ける場合においては、開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置を設けること。
- ⑭かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を確認することのできる鏡を設けること。
- ⑮かごには、かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する装置を設けること。

かごの大きさ

一般乗用11人用のもの以上としている。ただし、車いすの転回のためには13人用以上とすることが望ましい。

乗降ロビー鏡

車いす使用者が容易に回転できるよう1.5m四方以上を確保し、水平とすること。かご正面には、後方確認のため、鏡を設けること。

■その他の注意事項

昇降機の位置
点状ブロック

- 昇降機は、外部出入口近くのわかりやすい位置に設けることが望ましい。
- エレベータの出入口には、呼び出しボタン側に点状ブロック等を敷設することが望ましい。

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

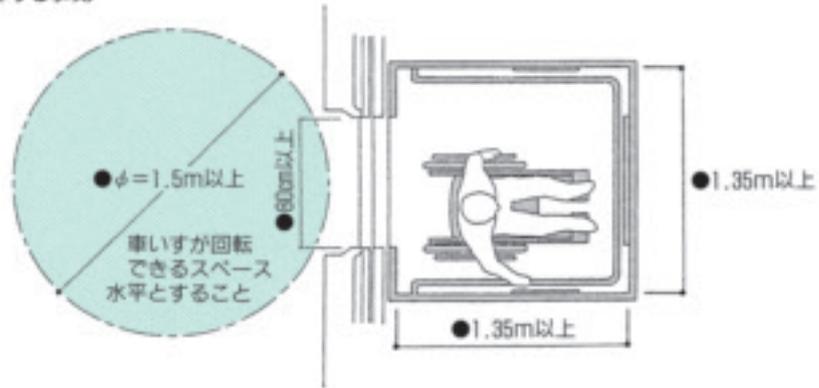


図 5-1 乗降ロビー・かごの大きさ

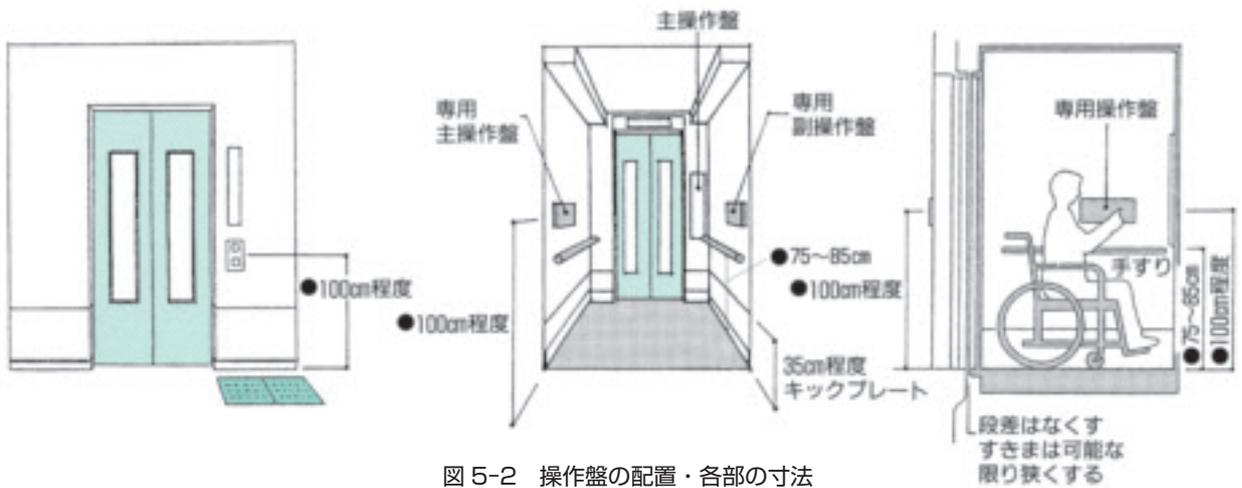


図 5-2 操作盤の配置・各部の寸法

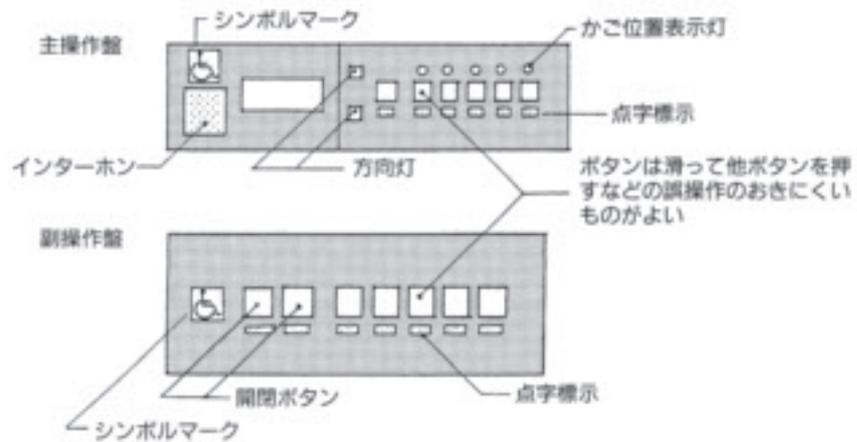


図 5-3 車いす使用者用操作盤の例

第1-6 利用者用の便所

- (1) 利用者の用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造である便房（以下「車いす使用者用便房」という。）であって、男子用及び女子用の区分のある区域を経由しないで利用することができるもの（以下「介助者同伴用便房」という。）が1以上設けられた便所を1以上設けること。
- ア 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、握りやすい形状の手すり等が適切に配置されていること。
 - イ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - ウ 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (2) (1)に規定する便所は、次に定める構造とすること。
- ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
 - ウ 床には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - エ 床面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- (3) (1)に規定する便所を設けた場合には、当該便所の出入口又はその付近の見やすい位置に介助者同伴用便房が設けられている旨の表示を設けること。
- (4) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置き又はこれに類する小便器のある便所を1以上設けること。
- (5) 次に掲げる施設（イに掲げる施設にあっては、乳幼児を同伴した者の利用が想定される場合に限る。）に利用者の用に供する便所を設ける場合には、乳幼児を安全に座らせることができるいす（以下「ベビーチェア」という。）及び乳幼児用ベッドその他乳幼児のおむつ替えができる設備（以下「ベビーベッド等」という。）（他の場所にベビーベッド等が設置されている施設にあっては、ベビーチェアのある便房を設置した便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。
- ア 社会福祉施設等（別表第1の第1の表1の項(7)から(10)まで及び(12)に掲げる施設（(9)に掲げる施設にあっては、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに限る。）、医療施設、薬局、官公庁舎、文化施設、集会場等、公衆便所、火葬場、事務所（別表第1の第1の表11の項に掲げる事務所に限る。）又はこれらの複合施設
 - イ 理容所若しくは美容所、コンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗、飲食店又は料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの、サービス業を営む店舗、公衆浴場、宿泊施設、娯楽施設等、体育館等、一般公共の用に供される自動車車庫又はこれらの複合施設
- (6) 医療施設、官公庁舎、文化施設、集会場等、コンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗、飲食店若しくは料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの、宿泊施設、娯楽施設等、体育館等又はこれらの複合施設であって当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに利用者の用に供する便所を設ける場合には、次に掲げる設備を備えたオストメイト（人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。）の利用に配慮した設備を設けた便房を設置した便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。
- ア フラッシュバルブ式汚物流し
 - イ 給湯設備
 - ウ 荷物を置くための棚その他の設備
 - エ 水石鹸入れ
 - オ 紙巻器
 - カ 汚物入れ

キ 2以上の衣服をかけるための金具

(7) (6)に規定する施設のうち当該用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のものに利用者の用に供する便所を設ける場合には、大人用介護ベッド（長さが1.2メートル以上で大人がおむつ交換ができるものをいう。）のある便房を設置した便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

解説

公益的施設に利用者の用に供する便所を設ける場合には、車いす使用者が利用できる便房であって男女の区分なく利用できる便房（介助者同伴用便房）を少なくとも1以上設けることを求めており、また、施設の種類、規模により乳幼児を安全に座らせることができるいす及び乳幼児用ベッドその他乳幼児のおむつ替えができる設備、オストメイトの利用に配慮した設備、大人用介護ベッドの設置等を求めています。（みんなのトイレ）

■整備すべき箇所

POINT 1

利用者の用に供する便所を設ける場合、以下の「みんなのトイレ」を設置

- 介助者同伴用便房→1以上
- ベビーチェア及びベビーベッド等設置便房→該当施設に1以上
- オストメイト対応設備設置便房→2,000㎡以上の該当施設に1以上
- 大人用介護ベッド設置便房→10,000㎡以上の該当施設に1以上

■整備基準（介助者同伴用便房）

POINT 2

- ①男子用及び女子用の区分のある区域を経由しないで利用することができる便房
- ②車いす使用者が円滑に利用できるような十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、握りやすい形状の手すり等が適切に配置されていること。
- ③出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ④出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- ⑤床には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- ⑥床面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- ⑦当該便所の出入口又はその付近の見やすい位置への表示

■整備基準（便所）

POINT 3

男子用小便器のうち1以上は床置き式又はこれに類する小便器とすること。

■整備基準（ベビーチェア及びベビーベッド等設置便房）

POINT 4

- ① 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ② 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- ③ ベビーチェア及びベビーベッド等を設置すること。

■整備基準（オストメイト対応設備設置便房）

POINT 5

2,000㎡以上の該当施設

- ① 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ② 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- ③ オストメイト対応設備を設置すること。

■整備基準（大人用介護ベッド設置便房）

POINT 6

10,000㎡以上の該当施設

- ① 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ② 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- ③ 大人用介護ベッドを設置すること。

便房	便房とは、便所に設ける個室（ブース）のことである。 整備基準に定める各便房については、組み合わせて複数を兼ねることも可能である。
便房の広さ	便房は、すべての人が円滑に利用できるよう、床面積としては内法で2.0m四方程度以上確保することが望ましい。少なくとも、便房内には、直径1.5m程度の車いすの回転スペースをとることとする。この場合、洗面器の下等で車いすのフットレストが通過できる空間があれば、その部分も算入可とする。
出入口の戸	便所及び便房の出入口の戸の構造については、いずれも1「利用者用の出入口」に同じ考え方である。
床置き小便器	床置きとする男子用小便器は、ストール型又はこれに類するものとし、出入口の近くに設けること。

■その他の注意事項

[みんなのトイレのある便所]

便所の位置	○玄関ホール、共用スペースの近く等利用しやすい位置に設けることが望ましい。
標示	○入口には、障がい者シンボルマークその他利用に応じた標示をすることが望ましい。
案内標示	○車いす使用者等の利用者を誘導するために、施設内の案内標示にみんなのトイレのある便所の位置を標示することが望ましい。

[みんなのトイレのある便所]

便所の位置	○一般の便所の中に設けるか、近接して設けることが望ましい。
標示	○一般の人も利用しやすいよう計画し、その旨を標示する等の配慮をすること。

出入口の戸	<ul style="list-style-type: none"> ○出入口の戸をやむを得ず開き戸とする場合には、外開き戸とすること。 ○出入口の戸をアコーディオン式とすることは、プライバシー保護上好ましくない。 ○戸の開閉と内部照明及び使用中のランプは、連動させることが望ましい。 ○施錠は操作しやすく、緊急の場合は外部から解錠できるものとするのが望ましい。
床	<ul style="list-style-type: none"> ○床は滑りにくく、転倒時の危険防止のため、弾力性のあるものとするのが望ましい。
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ○便器への移乗のための手すりは、ぐらつかない構造とするのが望ましい。
紙巻き器等	<ul style="list-style-type: none"> ○紙巻き器、手洗い器、非常ボタン等は便座に座ったまま操作できるよう配慮すること。
非常ボタン	<ul style="list-style-type: none"> ○床に転倒したときにも操作できるよう、低い位置に設けるよう配慮すること。
水栓	<ul style="list-style-type: none"> ○便器の水栓は、靴べら式等便器に座ったまま操作できるものとするのが望ましい。光感知式等で自動式とすれば一層望ましい。
鏡	<ul style="list-style-type: none"> ○手洗い器の水栓は、レバー式又は自動式とするのが望ましい ○手洗い器正面に設ける鏡は、すべての人が利用できるものとし、床上 80cm 程度の位置に鏡高 100cm 程度のものを取り付けることが望ましい（子どもから車いす使用者まで利用できるよう傾斜鏡としない）。
手荷物棚	<ul style="list-style-type: none"> ○みんなのトイレ内には手荷物棚を設けることが望ましい。
汚物入れ	<ul style="list-style-type: none"> ○一般のより大きいものを便座から手の届く位置に設けることが望ましい。
便座	<ul style="list-style-type: none"> ○寒冷地では、みんなのトイレの便座は暖房便座とするのが望ましい。

[小便器]

手すり	<ul style="list-style-type: none"> ○床置き小便器には手すりを設けることが望ましい。
足のせ場	<ul style="list-style-type: none"> ○小便器まわりの足のせ場は、他の床の部分と段差とならないことが望ましい。

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

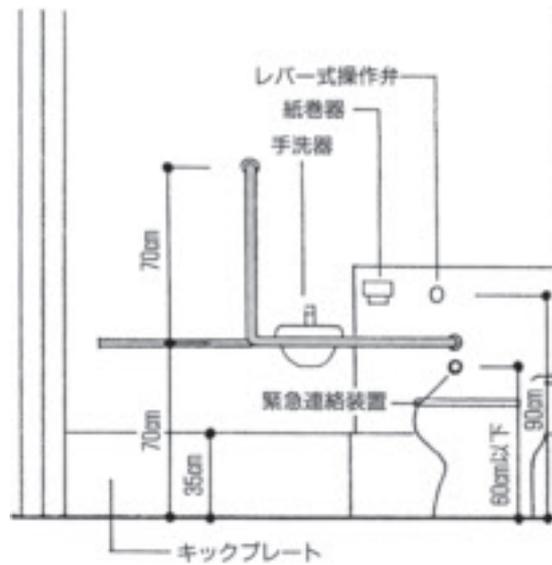
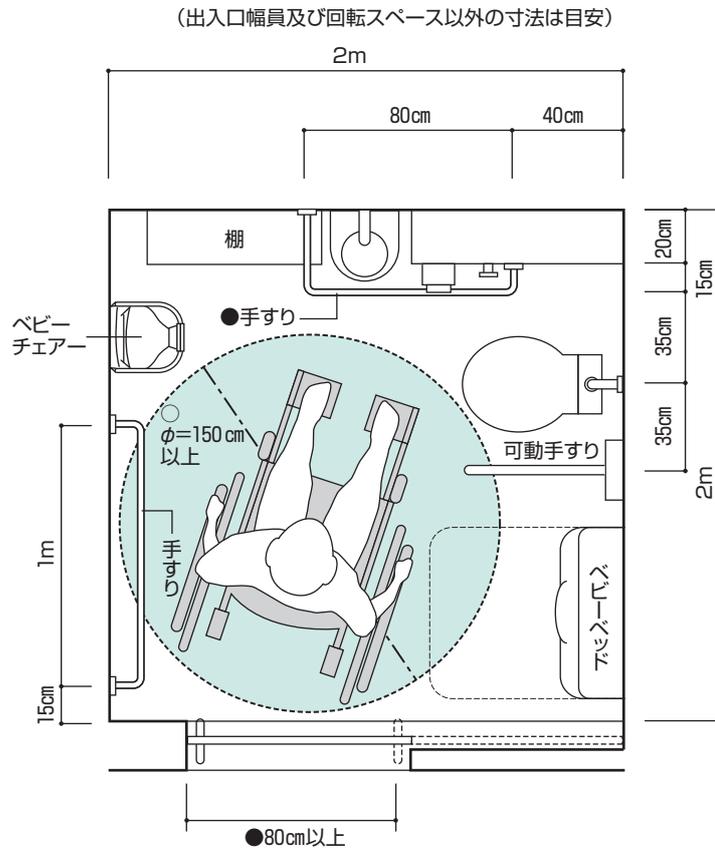
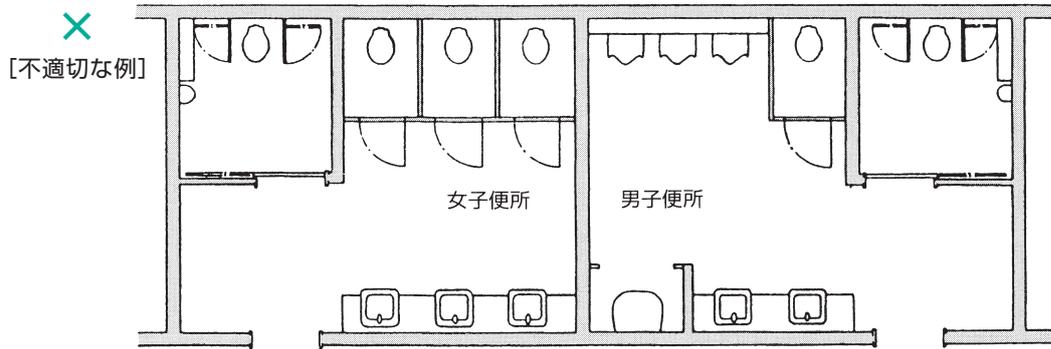
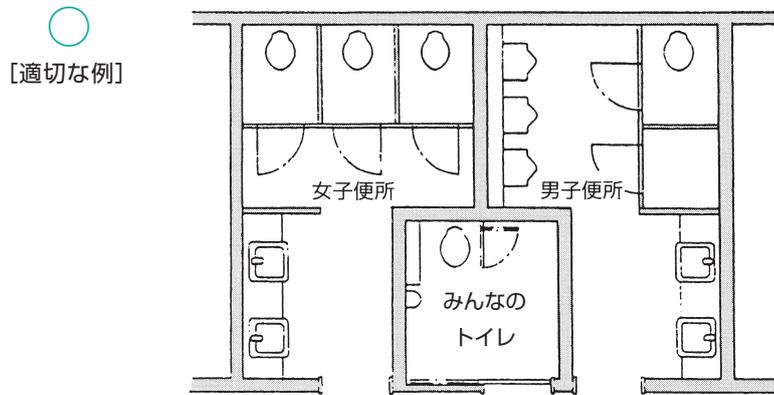


図6-1 みんなのトイレ 例

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)



※異性の介助者がいる場合には使いづらいことがある

図 6-2 みんなのトイレのある便所 例

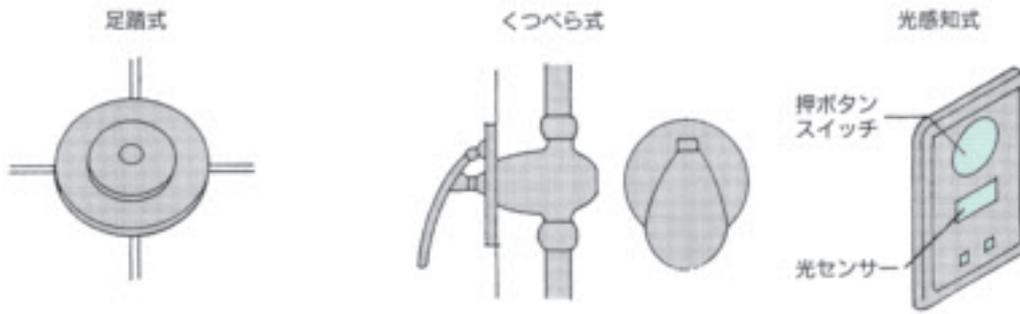


図 6-3 フラッシュバルブ

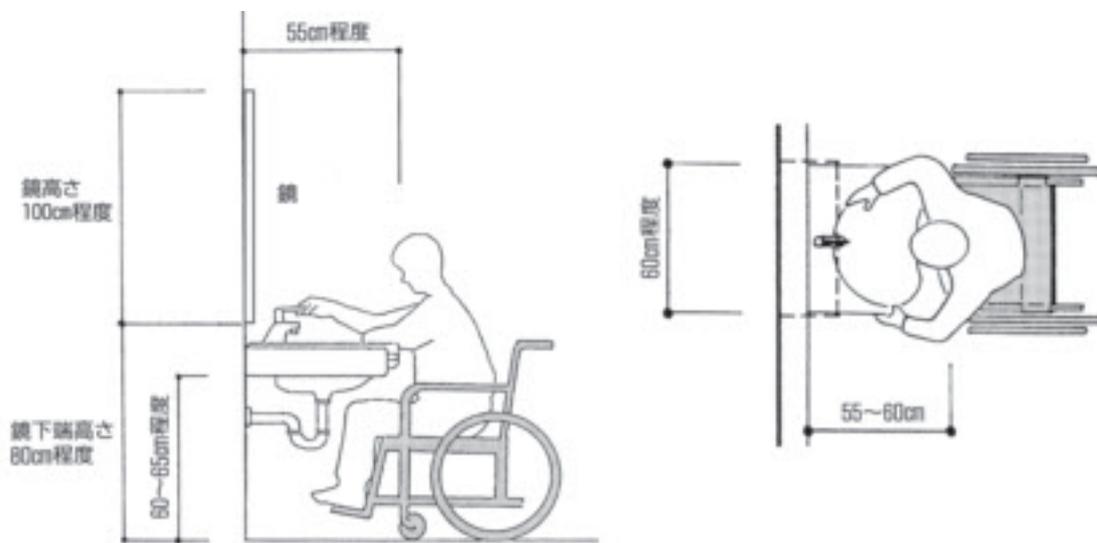


図 6-4 洗面器



*国際シンボルマークとして表示する場合には正確に表示すること（参考資料（P.129）を参照）

図 6-5 標示例

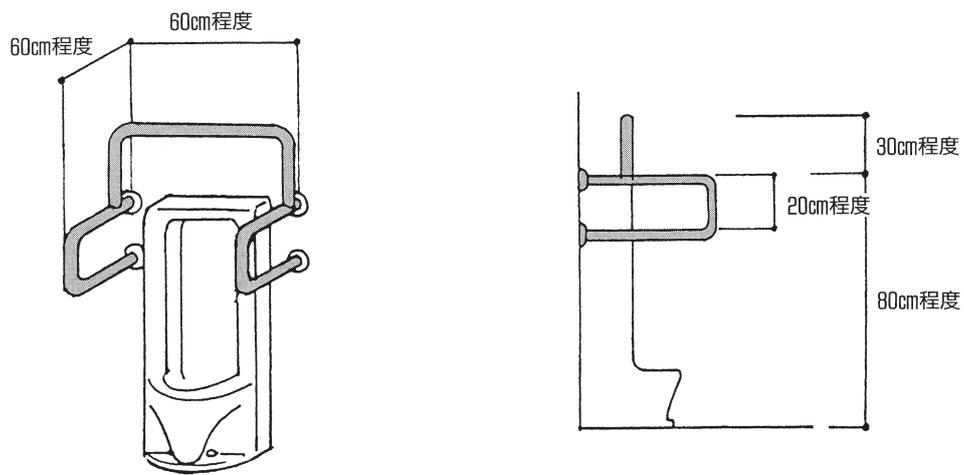


图 6-6 床置式小便器